

【4. 規則（覚書）－②】

役員に関する覚書

（副会長の設置）

- 第1条 本会に各地域をまとめ、会長を補佐する役割として副会長5名を置くこととする。
- 2 副会長の選出は、地域ごとに1名とし、地域内地区の輪番とする。
 - 3 副会長5名のうち2名以内は理事の中から選出する。
 - 4 副会長の選任は会長の委嘱事項とする。

（副会長の設置する地域）

- 第2条 副会長の設置する地域を次のようにする。
- ① 道北地域～旭川上川，宗谷稚内，留萌
 - ② 道南地域～函館渡島，檜山，室蘭西胆振，苫小牧東胆振
 - ③ 道東地域～日高，十勝，帯広，釧路，根室，北見，網走，遠軽紋別
 - ④ 道央地域～石狩，空知，後志，小樽
 - ⑤ 札幌地域～札幌

追記 この覚書は、平成25年4月1日より効力を発する。